

(区分法) 規約の保管 H20-15-4 ≪#374≫

【問】 正誤をつけよ。

規約は、管理者が保管しなければならない。ただし、管理者がないときは、建物を使用している区分所有者又はその代理人で理事会又は集会の決議で定めるものが保管しなければならない。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 規約の保管

規約は、**管理者が保管**しなければならない。ただし、管理者がないときは、**建物を使用している区分所有者又はその代理人で規約又は集会の決議で定めるものが保管**しなければならない。(区分法 33 条 1 項)

≪補講≫

規約の保管場所は、**建物内の見やすい場所に掲示**しなければならない。(区分法 33 条 3 項)